

鳥取県病院局訓令第 1 号

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成23年 3 月29日

鳥取県営病院事業管理者 柴 田 正 顕

鳥取県病院局被服交付規程の一部を改正する訓令

鳥取県病院局被服交付規程（平成 7 年鳥取県病院局企業訓令第 4 号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後					改 正 前				
別表（第 2 条関係）					別表（第 2 条関係）				
被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要	被服の交付を受ける職員	品目	員数	標準使用期間（月）	摘要
1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長、室長（健診室長、 <u>中央滅菌材料室長</u> 、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）、医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。）、 <u>臨床研修支援室の副室長</u> 及び新生児集中治療室の副室長に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24		1 院長、副院長（医師の職務に従事する者に限る。）、医療局長、医療局の副局長、部長（医療局の部長に限る。）、センター長、室長（健診室長、血液浄化室長、新生児集中治療室長、がん相談支援室長、内視鏡室長、化学療法室長及び画像診断室長に限る。）、医長、副医長、副室長（女性職員支援室の副室長（医師の職務に従事する者に限る。） <u>及び臨床研修支援室の副室長</u> に限る。）、医師及び歯科医師の職務に従事する職員	白衣	2	24	

略				
10 医療技術局長（ <u>管理栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、医療技術局の副局長（ <u>管理栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>栄養管理室長</u> 、 <u>栄養管理室の副室長</u> 、 <u>副主任幹（管理栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>管理栄養主任</u> 及び <u>管理栄養士</u> の職務に従事する職員	白衣	2	24	
	白衣（半袖）	1	24	
略				
13 副院長（ <u>看護師</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>看護局長</u> 、 <u>看護局の副局長</u> 、 <u>医療技術局の副局長</u> （ <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>副センター長</u> 、 <u>室長</u> （ <u>女性職員支援室長</u> に限る。）、 <u>副室長</u> （ <u>医療安全・感染防止対策室の副室長</u> 、 <u>女性職員支援室の副室長</u> （ <u>看護師</u> の職務に従事するものに限る。）及び <u>がん相談支援室の副室長</u> に限る。）、 <u>看護師長</u> 、 <u>副看護師長</u> 、 <u>副主任幹</u> （ <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>看護主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 、 <u>看護師</u> 、 <u>准看護師</u> 及び <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する職員	看護衣	3	36	
	看護衣（半袖）	3	36	
	予防衣	3	36	
	ナース	2	12	
	靴			
	ナース靴下	12	12	中央病院に勤務する職員に限る。
		16	12	厚生病院に勤務する職員に限る。
略				

略				
10 医療技術局長（ <u>栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>医療技術局の副局長</u> （ <u>栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>栄養管理室長</u> 、 <u>栄養管理室の副室長</u> 、 <u>副主任幹</u> （ <u>栄養士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>栄養主任</u> 及び <u>栄養士</u> の職務に従事する職員	白衣	2	24	
	白衣（半袖）	1	24	
略				
13 副院長（ <u>看護師</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>看護局長</u> 、 <u>看護局の副局長</u> 、 <u>医療技術局の副局長</u> （ <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>副センター長</u> 、 <u>室長</u> （ <u>中央滅菌材料室長</u> 及び <u>女性職員支援室長</u> に限る。）、 <u>副室長</u> （ <u>医療安全・感染防止対策室の副室長</u> 、 <u>女性職員支援室の副室長</u> （ <u>看護師</u> の職務に従事するものに限る。）及び <u>がん相談支援室の副室長</u> に限る。）、 <u>看護師長</u> 、 <u>副看護師長</u> 、 <u>副主任幹</u> （ <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する者に限る。）、 <u>看護主任</u> 、 <u>歯科衛生主任</u> 、 <u>看護師</u> 、 <u>准看護師</u> 及び <u>歯科衛生士</u> の職務に従事する職員	看護衣	3	36	
	看護衣（半袖）	3	36	
	予防衣	3	36	
	ナース	2	12	
	靴			
	ナース靴下	12	12	中央病院に勤務する職員に限る。
		16	12	厚生病院に勤務する職員に限る。
略				

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。